

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報公開

令和6年6月1日
株式会社メトロ

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第23条第5項の規定により、下記の通り情報を提供します。

◆基本情報

許可・届出受理番号	派13-304119
許可届出受理年月日	平成21年1月1日

◆令和6年6月1日時点の派遣労働者数

派遣労働者数
34名

◆派遣先件数、派遣料金、賃金、マージン率等(令和4年7月1日～令和5年6月30日)

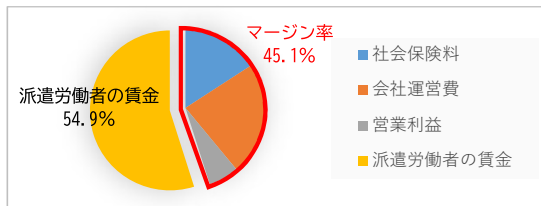
※ 対象期間は令和6年6月に提出している派遣事業報告書の内容に合わせています。

派遣先件数	: 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数
14件	
派遣料金の平均額	: 1日あたり平均額(派遣料金の総額÷派遣労働者の総労働時間×8時間)
39,374円	
派遣労働者の賃金の平均額	: 1日あたり平均額(派遣労働者の賃金総額÷派遣労働者の総労働時間×8時間)
21,598円	
マージン率	: (派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額)÷派遣料金の平均額
45.1%	

[マージン率の内訳について]

マージン率には、以下のようなものが含まれています。

- ・ 会社負担の社会保険料、雇用保険料
- ・ 会社運営費
(教育訓練費、福利厚生費、旅費交通費、通信費等の諸経費、販売費および一般管理費等、事務や営業担当者の人件費)
- ・ 営業利益



◆キャリア形成支援・教育訓練に関する事項

当社は、以下を派遣労働者を含む全社員を対象に実施しております。

- ・ 情報セキュリティ教育
- ・ ジュニアランク研修(入職時等基礎的訓練)
- ・ ミドルランク研修(職能別訓練)

◆労使協定に関する事項

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定を締結しています。

協定書の有効期限
令和7年3月31日
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
技術職に該当し、派遣先で業務に従事する者

※ 協定書は毎年4月1日付で1年の更新をしています。